

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和4年9月7日

水曜日

第4981号

目次

| | |
|-------------------|---|
| 告示 | |
| ○指定障害福祉サービス事業者の指定 | 1 |
| 公告 | |
| ○公共測量の実施 | 2 |
| 監査委員公告 | |
| ○監査の結果の公表 | 6 |

告 示

富山県告示第299号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和4年9月7日

富山県知事 新田 八朗

| 指定障害福祉サービスの種類 | 指定年月日 | 事業所番号 | 申請者 | | 事業所 | |
|---------------|----------|------------|----------------|-------------------|--------------------|-----------------|
| | | | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 名称 | 所在地 |
| 共同生活援助 | 令和4年9月1日 | 1621700044 | ソーシャルインクルー株式会社 | 東京都品川区南大井六丁目25番3号 | ソーシャルインクルーホーム富山朝日町 | 下新川郡朝日町沼保1223-1 |
| 短期入所 | 令和4年9月1日 | 1611700202 | ソーシャルインクルー株式会社 | 東京都品川区南大井六丁目25番3号 | 短期入所富山朝日町 | 下新川郡朝日町沼保1223-1 |

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

令和 4 年 9 月 7 日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和 4 年 3 月 25 日から令和 4 年 9 月 30 日まで
- 3 作業地域
富山県 富山市 中大久保・塩 地区

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

令和 4 年 9 月 7 日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和 4 年 6 月 18 日から令和 5 年 1 月 31 日まで
- 3 作業地域
富山県富山市中大久保・塩 地先

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年9月7日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和4年7月8日から令和5年1月10日まで

3 作業地域

富山県富山市下夕林 地内

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年9月7日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（デジタル空中写真撮影）

2 作業期間

令和4年7月15日から令和5年2月28日まで

3 作業地域

氷見市県境地区、国道8号朝日町地区

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、魚津市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年9月7日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（魚津市航空写真撮影及びデジタルオルソ画像作成業務）

2 作業期間

令和4年7月12日から令和4年12月9日まで

3 作業地域

魚津市 市内一円

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、砺波農林振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年9月7日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和4年7月26日から令和5年2月17日まで

3 作業地域

砺波市太田 地内

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局北陸技術事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年9月7日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（車載写真レーザ測量）

2 作業期間

令和4年7月29日から令和5年2月24日まで

3 作業地域

北陸地方整備局 管内（富山河川国道事務所 管内）

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年9月7日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（車載写真レーザ測量）

2 作業期間

令和4年8月5日から令和5年3月31日まで

3 作業地域

北陸地方整備局 管内（新潟県燕市から石川県金沢市）

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 7 項の規定に基づき、令和 4 年 7 月に富山県監査委員監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 4 年 9 月 7 日

富山県監査委員 筱 岡 貞 郎
 富山県監査委員 永 森 直 人
 富山県監査委員 天 坂 幸 治
 富山県監査委員 高 橋 正 樹

1 県の機関**(1) 監査対象箇所**

| | | 監 査 年 月 日 |
|---------|---------------------------|-----------------|
| 生活環境文化部 | 県 民 生 活 課 | 令和 4 年 7 月 20 日 |
| 同 | 文 化 振 興 課 | 令和 4 年 7 月 21 日 |
| 同 | ス ポ ー ツ 振 興 課 | 令和 4 年 7 月 21 日 |
| 同 | 国 際 課 | 令和 4 年 7 月 21 日 |
| 同 | 環 境 政 策 課 | 令和 4 年 7 月 20 日 |
| 同 | 自 然 保 護 課 | 令和 4 年 7 月 20 日 |
| 同 | 環 境 保 全 課 | 令和 4 年 7 月 19 日 |
| 厚生部 | 中 央 病 院 | 令和 4 年 7 月 11 日 |
| 同 | リハビリテーション病院 ・こども支援センター | 令和 4 年 7 月 14 日 |
| 商工労働部 | 商 工 企 画 課 | 令和 4 年 7 月 26 日 |
| 同 | 地 域 産 業 支 援 課 | 令和 4 年 7 月 25 日 |
| 同 | 立 地 通 商 課 | 令和 4 年 7 月 25 日 |
| 同 | 労 働 政 策 課 | 令和 4 年 7 月 26 日 |
| 土木部 | 流 域 下 水 道 | 令和 4 年 7 月 11 日 |

| 監査対象箇所 | | 監 査 年 月 日 |
|--------|--------------|-----------|
| 出 納 局 | 高 岡 出 納 室 | 令和4年7月5日 |
| 企 業 局 | 企 業 局 | 令和4年7月11日 |
| 教育委員会 | 教 育 企 画 課 | 令和4年7月15日 |
| 同 | 生涯学習・文化財室 | 令和4年7月19日 |
| 同 | 教 職 員 課 | 令和4年7月15日 |
| 同 | 県 立 学 校 課 | 令和4年7月14日 |
| 同 | 小 中 学 校 課 | 令和4年7月19日 |
| 同 | 保 健 体 育 課 | 令和4年7月15日 |
| 同 | 県民生涯学習カレッジ本部 | 令和4年7月7日 |

(2) 監査対象年度

令和2年度及び令和3年度

(3) 監査結果

財務に関連する事務事業の執行等が適正かつ効率的に行われているか等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

- ア 歳入調定に遅延しているものがあった。(2箇所)
 - イ 歳入調定のされていないものがあった。
 - ウ 歳入調定金額を誤っているものがあった。
 - エ 費用弁償の支給に誤りがあった。
 - オ 時間外手当の支給に誤りがあった。
 - カ 支払いが遅延しているものがあった。(3箇所)
-

- キ 支出科目を誤っているものがあつた。(2箇所)
- ク 委託契約に係る事務処理に不適切なものがあつた。
- ケ 契約手続が適正でないものがあつた。
- コ 再委託の承認について、契約に違反しているものがあつた。
- サ 検査調書のないものがあつた。
- シ 調停事件による損害賠償があつた。

2 財政的援助団体等

(1) 監査対象箇所

監 査 年 月 日

| | |
|-------------------|-----------|
| 公益財団法人富山県文化振興財団 | 令和4年7月7日 |
| 公益財団法人富山市体育協会 | 令和4年7月1日 |
| 公益財団法人高岡市体育協会 | 令和4年7月5日 |
| 庄川自動車株式会社 | 令和4年7月1日 |
| 富山県スポーツフェスタ実行委員会 | 令和4年7月26日 |
| 公益財団法人富山県建設技術センター | 令和4年7月4日 |
| 富山県道路公社 | 令和4年7月4日 |
| 公益財団法人富山県下水道公社 | 令和4年7月4日 |

(2) 監査対象年度

令和3年度

(3) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、その財政的援助等により所期の目的が達成されているかについて、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、おおむね適正に行われていると認められた。